

平成19年 3月14日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時30分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義			

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務代理者助役	坪野	高志
助 役	綱木	常一
総務課長	田端	正敏
富来支所長	二見	博
企画財政課長	浜崎	克義
監理課長	木坂	孫信
税務課長	柴田	一廣
住民課長	田村	実
子育て支援課長	宮本	俊一
健康福祉課	笹川	門治
生活安全課長	藤沢	仁

商工観光課担当課長	小 山 剛
農林水産課長	山 本 政 直
建設課長	田 中 正 嗣
上下水道課担当課長	狩 野 博
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会計課長	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課参事	新 田 辰 巳
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議会議案 第1号ないし第3号
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第3 町長職務代理提出 議案第1号ないし第47号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第4 人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件
- 日程第5 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件
- 追加日程第1. 細川義雄町長に対する辞職勧告決議の動議

(開 議)

松浦 恒義議長 ただ今の出席議員は29名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 諸 般 の 報 告

松浦 恒義議長 日程に入り、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。

日程第2. 議会議案 第1号ないし第2号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

松浦 恒義議長 次に辻 武美 君ほか7名から提出のありました、議会議案第1号「志賀町議会委員会条例の一部改正」及び、第2号「志賀町議会表彰条例の一部改正」並びに、第3号「志賀町議会会議規則の一部改正」を議題といたします。

お諮りをいたします。

以上の各案は、事理明白につき、この際、説明、質疑、委員会付託及び、討論を省略し、直ちに採決したしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

これより、採決いたします。

以上の各案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、可決されました。

日程第3. 町長提出 議案第1号ないし第47号、

(委員長報告、質疑、討論、採決)

松浦 恒義議長 続いて、町長職務代理者提出 議案第1号ないし第47号を一括して議題といたします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松島 信夫 君。

松島 信夫総務 はい、議長。

常任委員長 総務常任委員長報告をいたします。

平成19年第1回の定例会において、総務常任委員会に付託されました議案について、9日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号「平成18年度一般会計補正予算（第5号）」については、歳入では法人町民税の減収、公立保育所分担金や障害者自立支援法の施行に伴い身体障害者保護費、知的障害者施設訓練等支援費等の国県負担金の内容変更、また、特別財政調整基金繰入金などを減額する一方で、合併市町村補助金や統合中学校建設事業債が増額となったことなどが主なものであり、また、歳出では、事業費の精算見込みなどにより議会活動費や農業委員会選挙費を減額し、職員給与費等で増額するものが主なものであるとの説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、商工費の電源関係助成金、結婚祝金交付金事業返還金、水産養殖施設使用料、社会福祉振興寄付金、職員給与費についての質問があり、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けております。

また、水産養殖施設に関連して町有地貸付について、明確な基準をもって貸し付けるべきとの要望もありましたので、併せて申し添えます。

次に、議案第9号「副町長の定数を定める条例」及び議案第10号「地方自治法の一部改正における関係条例の整理に関する条例」については、地方自治法の一部を改正に伴い、所要の条例の制定を行うものとの説明を受け、それぞれ採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号「志賀町一般職の職員の給与に関する条例の改正」については、勤務評定に関する改定、管理職手当の定額制、少子化対策に伴う扶養手当の増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更」及び議案第24号「石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の一部改正」並びに議案第25号「石川県市町村職員退職手当組合規約の一部改正」については、いずれも地方自治法の一部改正に伴うものとの説明を受け、それぞれ採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号「過疎地域自立促進計画の一部変更」については、道路改良事業等の事業追加によるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、過疎計画に登載されている事業についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第29号「工事請負契約の締結」については、高浜中学校校舎解体撤去に係るものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号ないし第32号は、「工事請負契約の変更」についてであり、いずれも18年第2回定例会で議決した工事請負契約に係るものであります。

まず、議案第30号は、公共下水道事業富来浄化センター土木・建築工事で、今回の変更は、盛土の変更、基礎杭の増により、議案第31号は、公共下水道事業中央水処理センター前処理棟土木・建築工事で、今回の変更は、支持地盤層が推定岩盤線より深く、コンクリート打設を増工する必要性が生じたため、議案第32号は、公共下水道事業中央水処理センター2系列目水処理施設（OD・終沈）土木工事で、仮設土留工を自立式矢板工法からアースアンカー式工法に変更するため増額するものとの説明を受け、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

また、その他の件としまして、委員からは基金充当の明確化、景観や環境に配慮した事業展開を図り、庁内各課連携をしながら事業の推進を行うとともに、執行部に対しての状況等について質問と要望があり、職務代理者及び担当課長からそれぞれ説明がありましたので併せて申し添えておきます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せてご報告いたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

松浦 恒義議長 次に教育民生常任委員長 竹内 利長 君。

竹内 利長教育 はい。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告を致します。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案について、12日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号「一般会計補正予算（第5号）」につきましては、民生費では、身体障害者保護費、知的障害者施設訓練等支援費、保育所運営経費、教育費で職員給与費などを減額し、衛生費では、町立診療所事業会計繰出金、消防費で消火栓新設改修事業を増額するものが、主なものとの説明を受け採決の結果、全会一致をもって、可決致しましたことを報告いたします。

審議に際し委員からは、ふれあい事業助成金の仲人奨励金についての質問がなされ、担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第2号「国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、退職被保険者の医療費の増に伴う保険給付費を増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは出産育児一時金に関連して年間出生数の状況についての質問がなされ、担当課長から詳細に説明を受けております。

続いて、議案第6号「介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、介護保険事務処理システム改修の増額、包括的支援事業費の振り替えが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、介護事務処理システム、介護保険認定審査会の委員構成、各施設の介護職員の給与体系や配置状況等についての質問がな

され、担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第7号「町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）」については、事業費の確定及び精算見込みに伴うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号「病院事業の設置等に関する条例改正」については、厚生労働省告示により、診療報酬の算定方法が変更になったことに伴い、所要の改正をするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「福祉金支給条例の改正」については、敬老福祉金等の見直しを行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、福祉金対象人数や他の自治体での支給状況についての質問があり、担当課長より詳細な説明を受けております。

続いて、議案第14号「保育所条例の一部改正」については、堀松保育園休止に伴い改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、保育所に関連して認定子供園についての質問があり、担当課長より詳細に説明を受けております。

次に、議案第15号「乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部改正」については、1カ月500円の控除額を廃止し、全額助成するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、カード等を発行して医療機関において支払いしないうで済むようにできないかという要望もありました。

続いて、議案第26号「石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の一部改正」及び議案第27号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の一部改正」については、いずれも地方自治法の一部改正に伴い、収入役を廃止し会計管理者を置くことによる所要の改正であるとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

なお、小学校再編整備に関連しての高学年の学童保育・時間延長、小中

学校の学力調査等について質問及び要望並びに意見があり、それぞれ町長職務代理及び教育長並びに担当課長より説明を受けました。

また、志賀町国民保護計画策定内容及び多子世帯児童の保育料軽減について担当課長及び担当者から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添えます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

松浦 恒義議長 次に産業建設常任委員長 戸坂 忠寸計 君。

戸坂忠寸計産業 はい。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、8日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号 平成18年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、労働費で、いこいの村能登半島改修事業を減額し、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金などで減額を行う一方で、漁業振興事業、漁業振興特別基金積立金などを増額し、商工費では観光費を減額し、土木費では公共下水道事業特別会計繰出金などの減額、災害復旧費では工事請負費を減額するものが、主なものとの説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとの決した次第であります。

審議に際し委員からは、いこいの村能登半島施設改修事業の工事内容や集団間伐推進事業の実績、また、平成19年度からのいしかわ森林環境税による森づくり事業、水産養殖支援事業について、質問がなされ、担当課長より詳細に説明を受けております。

次に、議案第3号 平成18年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第4号 平成18年度公共下水道事業会計補正予算（第3号）及び、議案第5号 平成18年度地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）並びに、議案第8号 平成18年度水道事業会計補

正予算（第2号）については、いずれも事業費の確定や事業の完了及び精算見込みに伴う減額が主なものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 農村公園条例の改正については、三明農村公園が石川県から移譲されたため条例に加え、議案第17号 漁業振興特別基金条例の改正は、県内の漁協合併に伴い、条例中の各漁協の名称の改正、議案第18号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の廃止及び議案第19号 小規模山地災害対策事業の経費の受益者負担金に関する条例の廃止については、農林水産事業の分担金を見直したことから不要となったものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、農村公園の移譲経緯や維持管理経費、条例の廃止目的について質問がなされ、担当課長より詳細に説明を受けております。

次に、議案第20号 水道事業の設置に関する条例改正及び議案第21号 給水条例の改正並びに議案第22号 水道事業分担金徴収条例の改正については、水道未普及地域である福浦港和光台へ給水するため所要の改正をするものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、地域名称を明確化すべきとの要望もありましたので申し添えいたします。

続いて、議案第33号ないし議案第36号の町道路線の認定は、先の第4回定例会の時に現地確認も行い規定の条件に適合していることを確認済みであり、新大念寺2号線、直海釈迦堂2号線、代田山手線、舘城蛇川線の4路線を新たに町道として認定し、道路行政の拡充を図るものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、公共下水道事業の変更契約の工事概要について担当課長より詳細な説明がありましたので、ご報告いたします。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査につい

て、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

松浦 恒義議長 次に予算特別委員長 小田 芳治 君。

小田 芳治予算 はい、議長。

特別委員長 予算特別委員長報告をいたします。

今定例会において、町長職務代理者から提出されました平成19年度の志賀町一般会計ほか10会計の各予算について審査を行うため、去る2日に、予算特別委員会が設置されました。

当委員会では、5日及び6日の2日間にわたり、町長職務代理者をはじめ関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました11会計予算の歳入歳出全般について、審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただき、審査結果を報告いたします。

平成19年度一般会計予算については、対前年度比18.0%増という大幅な増額予算で、予算総額166億9千万円となっており、特別会計と水道事業及び富来病院事業会計を合わせた11会計で、総額310億5千万円余りとなっております。

審査の結果、議案第37号については賛成多数、議案第38号ないし第47号の各特別会計及び事業会計予算については、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

なお、執行部におかれては、委員会での審査の過程において、各委員から出された貴重な意見、町政懇談会時の要望等を十分に踏まえ、町民の負託に応えられるよう、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望するものであります。

現在、地方財政は、国の三位一体改革に伴う税源移譲と景気拡大による増収の一方で新型交付税の導入による「地方交付税算定の見直し」、「国庫補助金削減」など、都市と地方との格差はかなりあり、「地方にできるこ

とは地方に委ねる」という地方分権の観点を取り組む地方では財源不足が深刻化するものと予想されております。また、同改革に伴い所得税から個人住民税へ税源移譲されることを受け、税の公平負担の原則に基づき市町村では徴収強化を図っていかねばなりません。

当町においては、志賀原子力発電所2号機にかかる大規模償却資産の課税初年度となり、一時的に財源に余裕がでるが、この財源におぼれることなく健全財政の堅持を図り、下水道事業をはじめとする各特別会計への繰出金、公債費負担、各種公共施設等の管理運営費の財政負担に対応すべく財政調整基金、減債基金等の将来に向けて積み立てをして行政サービスを堅持してもらいたいと思います。

一方で、昨年策定された「第1次志賀町総合計画」と「第1次志賀町行政改革大綱」が実施初年度となりますが、益々進展する少子・高齢化に対応した介護・福祉施設等の事業や、各種子育て支援策の更なる充実、保育施設・小学校の統廃合問題をはじめとする教育環境の整備、若者定住化対策などの住環境整備、産業の振興、そして、町民が安全安心して暮らせるような取り組みなど、早急な対応が求められる行政課題が山積をしていると思われまます。

多様化する行政需要は、その時々々の社会情勢により、常に変化しており、これらに的確に対応していくには、事業の取捨選択は当然であります。将来の健全財政の確保に向け、行政と議会が一体となり、議論・検討を重ね、住民の理解を得ながら、行財政改革を推し進めるべきと考えられます。

執行部はじめ、職員ひとり一人が、これまでの体制等にとらわれることなく、効率的かつ効果的な予算執行を念頭におき、住民福祉の向上に鋭意努力されることを要望いたしまして、予算特別委員長報告とさせていただきます。

松浦 恒義議長 委員長の報告を終わります。

(質 疑)

松浦 恒義議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

松浦 恒義議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

松浦 恒義議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。
(発言なし)

松浦 恒義議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

松浦 恒義議長 これより、採決いたします。
まず、町長職務代理者提出 議案第1号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 25名)

松浦 恒義議長 起立多数。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長職務代理者提出 議案2号ないし第8号を一括して採決いたします。
以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
以上の各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長職務代理者提出 議案第9号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長職務代理者提出 議案第10号ないし第11号を採決いたし

ます。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長職務代理者提出 議案第13号ないし第15号を採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第16号ないし第19号を採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長職務代理者提出 議案第20号ないし第22号を採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第23号ないし第27号を採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長職務代理者提出 議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

松浦 恒義議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長職務代理者提出 議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

松浦 恒義議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

松浦 恒義議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長職務代理者提出 議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

松浦 恒義議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第33号ないし第36号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長職務代理者提出 議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 24名)

松浦 恒義議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者提出 議案第38号ないし第47号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第4. 人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件

松浦 恒義議長 次に、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件を議題と致します。

本件は、人権擁護委員に花島俊一 君、障子口文雄 君、能登正人 君を推薦することにつき、議会の意見を求めるものであります。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり、適任とし、答申いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように答申いたします。

日程第5. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

松浦 恒義議長 去る、12月15日の第4回定例会で議決した石川県後期高齢者医療広域連合の設立に基づき、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、竹内 利長 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました竹内 利長 君を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました竹内 利長 君が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました竹内 利長 君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第6. 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の 閉会中の継続審査の件

松浦 恒義議長 続いて、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

松浦 恒義議長 ここで、暫時休憩をいたします。

(休 憩) (午後 3時13分)

(再 開) (午後 3時30分 出席議員 29名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、萬上 俊之 君ほか3名から、細川 義雄町長に対する辞職勧告決議の動議の申し出がありました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、細川 義雄町長に対する辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 細川義雄町長に対する辞職勧告決議の動議

松浦 恒義議長 追加日程第1、細川 義雄町長に対する辞職勧告決議の動議を議題といたします。

本動議について、提案者の萬上 俊之 君から朗読説明を求めます。

萬上 俊之 君。

萬上 俊之議員 細川義雄町長の辞職を勧告する決議について、ご説明致します。

来年度の町のありようを決定するこの重要な第1回定例会に、町長は不在であります。

昨年来、談合事件が取り沙汰され、騒然とした状況が続く中、更に、2月18日の町長の自殺未遂事件が起きました。

事件直後に、町長が辞意を表明されたとの旨が発表されてから、もうじき1カ月が経過しようとしておりますが、未だその手続きがなされておらず、混乱は続き、町政に遅滞を招いております。

事件以降の全員協議会に引き続き、今定例会本会議並びに委員会席上におきましても、町長の態度をはっきりと表明していただくよう再三にわたり、言及がありましたが、最終日、本日に至るまで、明解な答えを得ておりません。

つい先程の全協の席においても、昨日、病院へ出向いたが町長から何ら返答がもらえなかった旨の職務代理者の報告でありました。

この事態が、いつまで続くのでありましようか。

いつになったら、私たちの町は新たな第一歩を踏み出せるのでしょうか。

細川町長が、先頭に立ち尽力され発足した、この合併新町は、一年半を経過し新年度いよいよ本格的なまちづくりへと踏み出そうとしておりました、一連の事件は発足間もない、私たちの合併新町にブレーキをかけました。

現在の町の状況は、細川町長が目指してこられた町の姿と、大きくかけ離れてきているのではないのでしょうか。

細川町長は、厳粛な信託を受けた町民の代表者であります。

今回の一連の事件により本町の名誉と権威が著しく失墜し、町政全体に対する町民の大いなる不信を招いたことは、誠に遺憾であります。

これはもはや町長個人の問題でなく、志賀町と志賀町民の名誉に関わる大問題であります。

この際、同じく町民の負託を受け、より町民との距離の近い私達が議会の本分でもある是々非々の精神で見識を持って判を示さねばなりません。それは、正常に機能している議会であれば、当然の行動であり、あるべき姿であると確信するからであります。また、一部の不適切な新聞報道に惑わされることなく、私達議会にとって任期最後の、この定例会中に本町の再生に向けて一連の事件に議会としてけじめをつけ、一刻も早い町政の信頼回復に努めるべきであります。

よって、本町議会は、細川義雄町長に対し、今回の事態を重く受け止め速やかに町長を辞職するよう勧告すべきであります。

以上、議員各位におかれましては、良識あるご判断により適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます説明を終わります。

松浦 恒義議長 これより、提案者に対する質疑を許します。

ご発言がありませんの、質疑なしと認めます。

これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

富沢 軒康議員 議長。

松浦 恒義議長 富沢 軒康 君。

富沢 軒康議員 私は、今程の提案のありました町長辞職勧告に反対の立場で討論を致します。

今定例会に提案された47議案は、いずれも合併後の志賀町の飛躍を目指して重要な案件であり、旧町の融和を重要課題と位置付け取り組んでこられた細川町長の熱い思いが感じられるものであります。

町長は、今定例会には不在であります。第1次志賀町総合計画並びに行政改革大綱ベースとした、来てみてよかった町、また、住んでよかったまちづくりを行うといった町長の厚い意思をくみ取り、円滑な町政運営に停滞を招かないよう我々議員各位が適切な判断を行うことが肝心であるというふうに思っております。

このように、病氣療養中の町長に対し辞職を求めるのは遺憾でありますし、ご承知のとおり細川町長は富来と志賀町の合併協議にあたり、多くの両町には難しい、難しい課題があったにも関わらず、円満な合併の実現を目指し日々奔走されておりました。

合併という大事業を成し遂げた功労者に対する辞職勧告は、本人の名誉を汚すことでもあり、こうした議案が提案されること自体、私は残念でありません。

細川町長には、しかるべき時期に辞職するとの判断を考えており、その動向を見守るべきであると私は考えております。

故に本辞職勧告決議案には、私は強く反対するものであります。議員の皆様には適切な判断をいただけますよう節にお願い申し上げまして、私の反対の討論を終わります。

松浦 恒義議長 他に。

林 一夫議員 はい、議長。

松浦 恒義議長 林 一夫 君。

林 一夫議員 私も、ただ今の富沢議員同様、ただ今提案されました細川町長の辞職に関する勧告案について、反対の立場で討論したいと思います。

報道によれば、去る2月18日細川町長は大量の睡眠薬を服用し緊急入院されたとのことであります。そのことは事実であろうと思っておりますが、そこに至る経緯や理由等に関しては、誰しもが明確に理解していないのが

現状であり、また、辞意をもらしたのかも不確かであります。

今3月定例会は、年度当初の予算案を中心とする重要な審議の場であることは、私も理解を致しております。

その場に町長が不在であることは、大変残念なことでありますが2月14日の予算内示会においても、細川町長も出席し施策のあらましも説明を受けております。

また、事業の大半が合併特例債事業など、数年間にわたる検討審議を行ってきた継続したものの予算化であります。

その他の審議についても職務代理者が執行責任者としてその任にあたり、現在まで大きな支障は生じていないものと理解を致しております。過去にも近隣市町村において首長が病気にて療養のため、現場での公務にあたれない事態はありました。

現在、細川町長には、体調の回復に努めておられると聞き及んでおりますが、肉体的にも精神的にも、できるだけ健全な状態での確な判断を町長ご自身で行っていただきたいと思っております。町長職の職責の重さと同じく、その身分においても厳格に保障されているものと理解を致しております。町民から選ばれた選良でもあり、一個人としても人権・名誉は保護されるべきものであり、今般の疑惑等についても、こうが言われているような流言飛語に惑わされることなく、法や道徳に従った判断をしてまいりたいと思っております。

以上、申し述べた理由をもって、本案に反対を致すものであります。

松浦 恒義議長 他に。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 4名)

松浦 恒義議長 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

(閉 議 ・ 閉 会)

松浦 恒義議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

平成19年第1回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後3時43分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

議長報告

1. 議長報告第6号

例月出納検査結果報告について

(平成19年2月26日実施分)

2. 議長報告第7号

入札結果報告について

(平成19年3月7日 2件)

3. 議長報告第8号

閉会中継続審査について

①産業建設常任委員会委員長

②総務常任委員会委員長

③教育民生常任委員会委員長

④議会運営委員会委員長

4. 議長報告第9号

委員会審査報告

①予算特別委員会委員長

②産業建設常任委員会委員長

③総務常任委員会委員長

④教育民生常任委員会委員長